

平成 26 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1	障害者及び障害児の移動の支援の在り方に関する実態調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>「障害者総合支援法」における検討規定（附則第3条）では、障害者等の移動の支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとされている。</p> <p>平成25年度の障害者総合福祉推進事業における「移動の支援の在り方に関する調査」において、移動支援事業の種類（個別、グループ等）毎の状況、支給決定基準、単価設定、利用実績等、全国的な状況を把握するための基礎資料を得た。</p> <p>今回は、特に、都市部、中山間地域、離島等の地域毎の移動の支援の実態把握・分析を行い、課題について整理を行うこととする。</p> <p>以上により、今後の障害者等の移動の支援の在り方の検討に寄与する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 実態調査</p> <p>都市部、中山間地域、離島等における移動の支援の実態について、自治体、移動を支援する事業者、利用者に対するアンケート調査や、聞き取り等による調査を必要に応じて行う。</p> <p>(2) 検討委員会</p> <p>障害者団体、障害当事者、自治体職員、学識経験者等で構成する検討委員会を設置すること。</p>
求める成果物	<p>以下の内容を盛り込んだ「障害者及び障害児の移動の支援の在り方」について提言する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部と中山間地域、離島等の地域毎のニーズ、実態等 ・移動の支援の課題整理 等
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室/地域生活支援係（内線 3075）

平成 26 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 2	意思疎通支援を行う者の講師養成に係る課題分析とカリキュラムの作成について
指定課題を設定する背景・目的	<p>「障害者総合支援法」における検討規定（附則第 3 条）では、「手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方」について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとされている。</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日から手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助を担う者の養成及び派遣について都道府県や市町村の役割分担を明確にするとともに、必須事業にするなど意思疎通支援の強化を図っている。</p> <p>現在、手話奉仕員及び手話通訳者の養成については、国で通知した手話奉仕員及び手話通訳者養成カリキュラムに基づき都道府県等において養成研修として実施されているところであるが、「講師が確保できない」、「講師の指導技術・指導内容にばらつきがある」など養成研修に苦慮しているところである。</p> <p>今後は、一定のレベルを保った講師養成が都道府県等において実施できるようにするとともに講師を一定数確保する必要があることから、講師養成の在り方に関する課題分析と在り方の提言をするとともに、手話奉仕員及び手話通訳者養成における講師養成カリキュラムを作成し、意思疎通支援のさらなる充実を図ることとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 実態調査 都道府県、市町村、事業所、関係団体、障害当事者等にアンケート調査や聴き取り等による実態把握を必要に応じて行うとともに、先駆的な好事例についても把握する。</p> <p>(2) 検討委員会 障害者団体、障害当事者、手話通訳者、自治体職員、学識経験者等で構成する検討委員会を設置し、全国どの地域においても一定のレベルを保った講師を養成するためのカリキュラム作成に盛り込む内容について検討を行う。</p>
求める成果物	<p>講師養成の在り方に関する課題分析と在り方の提言をするとともに、以下の内容を盛り込んだ手話奉仕員及び手話通訳者養成における講師養成カリキュラムについて作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養成研修の対象者（受講者のレベル）、養成目標 ・教科名、時間数、目的（学習の目的）、内容 等
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室/情報支援専門官（内線 3079）

平成 26 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 3	補装具費支給制度における貸与方式導入に向けた体制構築の在り方等に関する研究
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者総合支援法に基づく補装具費の支給制度では、補装具費の支給により、実質的に個々の障害者・児等の障害の状態に応じた補装具が給付されている。</p> <p>これまでも、補装具費支給制度の在り方等の検討においては、いわゆる貸与方式を導入すべきではないかとの意見が出されているところであり、すでに補装具種目に対する貸与の適否については、一定の研究がなされているところである。</p> <p>しかしながら、貸与方式を実際に導入するためには、実際に支給決定の判断を行う市町村、貸与等を行う事業者、貸与に係る報酬額等のあり方など、さらに検討を要する課題があることから、これらの課題について、今後の貸与方式の導入を見据えた、具体的な検討（研究）が必要である。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>1. 実態の把握</p> <p>アンケート等の調査により、下記の課題や実態について把握する。</p> <p>① 先行調査研究の成果を踏まえ、貸与可能種目の特定、貸与方式導入の目的について整理</p> <p>② 自治体（人口規模等により対象を抽出）や事業者等における貸与方式の導入に係る諸課題</p> <p>③ 貸与等の事業を行っている団体・事業者並びにそのサービスを利用する当事者の状況</p> <p>2. 実態を踏まえた検討</p> <p>① 先行調査研究の成果を踏まえ、貸与可能種目の特定、貸与方式導入の目的について整理</p> <p>先行研究等の成果を踏まえ、貸与方式の導入を提言している自治体や事業者等からの要望等を整理し、貸与方式導入の目的を明確にするとともに、対象とする種目の整理を行う。</p> <p>② 自治体における貸与の仕組みの導入に係る諸課題</p> <p>調査結果を踏まえ、現行の補装具費支給の流れに、貸与方式を取り入れる際の課題や導入に向けた解決方法について検討を行う。</p> <p>③ 貸与等の事業を行っている団体・事業者並びにそのサービスを利用する当事者の状況</p> <p>調査の結果を踏まえ、貸与方式導入による適切な報酬設定、製品管理並びにユーザーサポートの在り方等について検討を行う。</p> <p>④ ①並びに②の結果を統合し、実際の制度としての運用可能な体制・仕組み作りについて検討を行う。</p> <p>3. 検討体制について</p> <p>本研究を遂行するため、有識者等が参画した検討委員会を設置する。</p>
求める成果物	<p>新たに貸与方式を導入する場合に必要な課題の整理を行い、現行の補装具費支給制度に導入するための課題の解決方法を検討すると共に、実際の導入時に活用できる手順等をまとめた報告書。</p>
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 福祉用具専門官（内線 3089）

平成 26 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 4	意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法において、国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者やその家族等に対する相談業務、成年後見制度の施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないとされている。 ・ 障害者総合支援法の附則において、法施行 3 年後を目途として、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。 ・ 上記を踏まえ、平成 25 年度障害者総合福祉推進事業において、「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する基礎的研究について」を実施し本課題に関する基礎的な調査研究を行った。 ・ 平成 26 年度は、この成果を踏まえ、実践的な研究事業を行い、具体的な提言を得ることが必要である。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思決定支援に関係する団体等により構成される検討会議を設置し、平成 25 年度の基礎調査結果を基に、支援の対象者像を障害特性ごとに類型化し、支援場面に応じた具体的な意思決定支援の方法について整理する。なお、検討会議の設置に当たっては、本事業の「指定課題 13 入院中の精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業」と連携を図ることができる体制とすること。 ・ 特に、最重度の知的障害がある者における意思決定支援とは、具体的にどのようにして行うのか整理する。 ・ 以上の整理に基づいて支援方法のガイドラインをまとめ、それに沿って実際の支援場面において「意思決定支援」を行い、どのような効果があるか検証する。 ・ 研究結果について、広く意見交換する場を設ける。 ・ 平成 25 年度の基礎調査を基に、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用につながりにくい要因を類型化し、それぞれに対する利用促進の方策について具体的にまとめる。また、親族後見に対する支援方策について検討する。 ・ 利用者へのインタビューや座談会等の方法により、類型化して整理された利用促進の方策及び親族後見に対する支援方策が効果的かどうかを調査し検証する。
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思決定支援の具体的な支援方法のガイドラインを示し、支援の対象者像を障害特性ごとに類型化し、支援場面において実施した効果を検証した報告書。 ・ 研究結果に対する意見交換会の実施。 ・ 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の具体的な利用促進の方策及び親族後見に対する支援方策を示し、それぞれの効果をまとめた報告書。
担当課室/担当者	障害福祉課 地域生活支援推進室 障害福祉専門官（内線 3040）

平成 26 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 5	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）プログラム及びテキストの開発について
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害を有する者に対する支援については、平成 25 年度に都道府県地域生活支援事業のメニュー項目として、強度行動障害支援者養成研修事業(以下「基礎研修」という。)を盛り込み実施している。 ・また、各事業所での適切な支援のために、サービス管理責任者等に対してさらに上位の研修(以下「実践研修」という。)を実施し、適切な支援計画を作成することが可能な職員の人材育成を目的とし、平成 26 年度予算案において、都道府県地域生活支援事業のメニュー項目に各都道府県の支援者に対する実践研修を盛り込んだ。 ・「基礎研修」については、平成 25 年度の障害者総合福祉推進事業において研修プログラム及びテキストを開発した。 ・平成 26 年度においても、同様に「実践研修」のプログラム及びテキスト開発を行う必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者等による強度行動障害支援者養成研修（実践研修）検討会議の開催。 ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）のプログラム開発（座学に加え、アセスメントや支援計画の作成を行う実践的な内容となるよう考慮すること）。 ・実践者、有識者等による強度行動障害支援者養成研修（実践研修）テキストの執筆。 ・都道府県研修の指導者を養成する研修の実施。 ・研修による効果の検証。
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉施設又は障害福祉サービス事業等の職員が、行動障害を有する者の障害特性を踏まえたアセスメントの作成及び利用者の意向を踏まえた上で構造化、環境調整等を含めた個別支援計画の作成と、支援を行うための具体的な手順書の作成、医療連携等を行うことができる適切で専門的な支援手法を習得できる研修プログラムの開発と養成テキストの作成。研修効果に関する報告書。 ・都道府県における研修指導者を養成する研修の実施（平成 26 年 11 月までに実施）。 <p>※テキストについては、都道府県及び市町村に送付するとともにホームページに掲載し自由にダウンロード可能とすること。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課 地域生活支援推進室 障害福祉専門官（内線 3040）

平成 26 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

<p>指定課題 6</p>	<p>訪問による自立訓練（生活訓練）を活用した地域生活支援の在り方及び有期限の施設入所支援を活用した退院支援に関する研究について</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>平成 25 年 10 月に取りまとめられた障害者の地域生活の推進に関する議論の整理（障害者の地域生活の推進に関する検討会）においては、「ひきこもりなどの場合や精神科病院長期間入院患者の退院直後の時期には、その特性を踏まえると、通所による生活訓練が困難な場合もあり、訪問のみによる生活訓練も柔軟に行えるようにすることが求められる」との意見が出された。また、一般就労をしてはいるが生活面に大きな課題がある知的・精神障害者の就労生活を安定させるため、利用者の自宅等で生活能力の向上のために必要な訓練を訪問により行うことが、就労の定着にも有効という意見がある。</p> <p>これらを踏まえ、訪問のみによる自立訓練（生活訓練）を活用した地域生活支援の在り方について検討することが求められている。</p> <p>また、精神科病院に長期入院している主として知的障害者の地域移行の方策のひとつとして、有期限の施設入所支援の活用を検討する。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会を設置し、精神科病院に長期間入院していた者や、精神障害や発達障害等で長期間の引きこもり等により社会生活体験が乏しい者で通所による訓練が困難な者や、生活面に課題があるものの一般就労している障害者の生活面の課題を改善する必要がある者に対して、利用者の自宅等で生活能力の向上のために必要な訓練等を自立訓練（生活訓練）で行っている事業所に対して調査を行い、実態を把握するとともに、サービス対象者像、支援内容、支援頻度、職員体制、運営等について整理し、提言を行う。 ・ 精神科病院に長期入院している主として知的障害者の地域移行の方策のひとつとして、有期限の施設入所支援を活用している施設の実態を把握するとともに、サービス対象者像、支援内容等について整理し、提言を行う。
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所による訓練が困難であると認められる要件、居宅介護とのサービス内容の違い、サービスの対象者像、標準的な支援モデル（サービス内容、サービス頻度、サービス提供期間等）、職員体制、運営シミュレーション等を整理した報告書（サービスの対象者像をその背景や障害特性ごとに類型化し、それぞれについて提示することが望ましい）。なお、平成 26 年 11 月までに一定の成果を得た上で中間的な報告を行うこと。 精神科病院に長期入院している主として知的障害者の地域移行の方策のひとつとして、有期限の施設入所支援の活用を検討する必要がある。 ・ 精神科病院に長期入院している主として知的障害者の地域移行の方策のひとつとして、有期限の施設入所支援を活用している施設の実態、運営、サービス対象者像、支援内容、利用者の退所後の生活実態とサービス利用等について整理した報告書。
<p>担当課室/担当者</p>	<p>障害福祉課 地域生活支援推進室 障害福祉専門官（内線 3040）</p>

平成 26 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 7	在宅重症心身障害児者を支援するための人材育成プログラム開発事業
指定課題を設定する背景・目的	<p>在宅の重症児者及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするために、福祉、医療、教育等が一体的につながる仕組みを構築する必要性がある。地域には、保育所、児童発達支援や障害児入所支援、短期入所、訪問看護、インフォーマルサービス等の利用できる資源があるが、重症児者のニーズとうまく結びついていないことが多い。そのため、関係する分野と協働による支援体制を構築すること等による総合的な地域支援体制の整備が求められると同時に、各支援者が福祉的視点と、在宅重症児者の医療的ケアについてわかる医療的視点の両方を持ち合わせることを求められている。そこで本事業では、在宅重症児者を支援していく者を増やしていくために、重症児者支援の基礎的知識の習得を目指すとともに、多職種間連携を円滑にできるための人材育成プログラムを開発することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅重症心身障害児者を支援するための人材育成プログラム開発検討委員会を設置し、現存する在宅重症児者支援研修を整理した上で、プログラムの開発を行う。 ・ H24 年度、25 年度の重症心身障害児者地域生活支援モデル事業の成果及び H26 年度の重症心身障害児者地域生活支援モデル事業の実施状況を踏まえる。 ・ 現場の支援者が活用しやすい研修テキスト又はハンドブックを作成する。 ・ 地域で関係機関の円滑な情報共有が行われていくための情報共有のためのツールを作成する。 ・ 作成されたテキスト等は、現場で広く活用されるようホームページで一般開示する。
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅重症心身障害児者を支援するための人材育成プログラムは、重症児者支援に関する福祉・医療的ケアに関する知識と関係機関との連携について具体的手法を習得できるものとし、そのテキスト等は、重症児者の医療的ケアに関する基礎知識、社会資源の理解、家族支援、連携の具体的ノウハウ等の付与を含め、講義又は実習形式等を含む具体的な方法を想定して作成する。 ・ 情報共有フォーマットを作成する。
担当課室/担当者	障害福祉課／障害児・発達障害者支援室／障害福祉専門官（内線 3048）

平成 26 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 8	「成人期発達障害者のためのデイケア・プログラム」に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援法において「都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができる病院又は診療所を確保しなければならない」とされている。 ・近年は成人期になってからはじめて発達障害の可能性に気づき、発達障害者支援センターへの相談に訪れる人が増えているが、障害福祉サービスにつなげる上で必要な診断を受けられる医療機関が少ないことが課題となっている。 ・成人期におけるデイケアなどの集団治療は、発達障害者の社会適応に効果的であることが知られるようになっており、薬物療法や入院治療以外に医療・保健分野が果たせる役割として関心が寄せられている。 ・H25 の推進事業で、「全国の医療機関におけるニーズの把握」、「発達障害者向けのデイケアプログラムのパッケージの開発」が行われた。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・H25 の推進事業で開発したデイケア・プログラムを全国複数の医療機関において実施し、「成人期発達障害向けのデイケア（集団）」「通院治療のみ（個人）」「医療機関以外が行う集団の支援」等に関してヴァインランド適応評価尺度などのアセスメントを用いて改善状況を評価する。 ・上記評価を行う医療機関同士のネットワークを構築し、事例検討や診療支援を通してプログラム実施の質の確保、データベースの蓄積や分析を行う体制を構築する。 ・「成人期発達障害者向けのデイケア」の効果的が最も効果的に行われるために必要な、治療期間、頻度、環境、スタッフ等を明らかにする。
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・成人期発達障害向けデイケア・プログラムの効果に関するエビデンス ・デイケア・プログラムに関する情報を共有・分析するためのネットワークモデル ・デイケアの実施における、標準的な手法、期間、頻度、環境、スタッフ
担当課室/担当者	障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官（内線 3144）

平成 26 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

<p>指定課題 9</p>	<p>「市町村で実施するペアレント・トレーニング」に関する調査について</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援法において「市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする」とされている。 ・H25 の推進事業で、「全国の市町村におけるペアレント・トレーニング実施のニーズ把握」、「ペアレント・トレーニング（家族にとって入門編となるペアレント・プログラム）の開発」など実施手法に関する調査が行われた。 ・H26 から発達障害者支援体制（地域生活支援事業）のメニューとして、「ペアレント・トレーニング」に関する都道府県等における普及を位置づけたことから、今後各地で取り組みが広がることが予想される。 ・全国の都道府県、市町村において適切なペアレント・トレーニングを実際に行うために最も効果的な環境を明確にし、整備目標を提示することが急務となっている。
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国複数の市町村において H25 の推進事業で開発した「ペアレント・トレーニング」を実施するためのパイロット事業（ペアレント・トレーニングに関する指導を受け、継続的に実施するための体制を整備する）を実施する。 ・上記、パイロット事業を実施している市町村と、実施していない市町村において、家族のうつ状態評価尺度などのアセスメントを用いて、「ペアレント・トレーニング」の効果を評価する。 ・「ペアレント・トレーニング」の効果的が最も効果的に行われるために必要な、治療期間、頻度、環境、スタッフ等を明らかにする。
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ペアレント・トレーニング」の効果に関するエビデンス ・「ペアレント・トレーニング」の実施における、標準的な手法、期間、頻度、環境、スタッフ ・市町村が「ペアレント・トレーニング」で実施するためのツールのモデル（カリキュラム、テキスト）
<p>担当課室/担当者</p>	<p>障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官（内線 3144）</p>

平成 26 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 10	精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態に関する全国調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成 26 年 4 月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行され、保護者制度の廃止に伴い、医療保護入院の要件については、「精神保健指定医 1 名の判定」と「家族等のうちのいずれかの者の同意」を要件とすることとなった。また、医療保護入院の要件の見直しと併せて、新たに精神科病院の管理者に医療保護入院者の退院促進のための措置を講じる義務を課すこととし、①退院後生活環境相談員を設置する義務、②地域援助事業者を紹介する努力義務、③その他の退院促進のための体制整備を講じる義務（医療保護入院者退院支援委員会の開催）を課すこととなった。</p> <p>本指定課題は、これらの法改正による施行後の全国の精神科病院等の実態を把握するとともに、実態を踏まえ、全国の精神科病院等で活用可能な業務に関するガイドラインを作成することを目的とする。また、改正法附則第 8 条において、入院の手続きの在り方等について見直し規定が設けられたことから、今後の見直しに向けた政策提言を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 医療保護入院の入院手続関係</p> <p>①医療保護入院手続の課題に関する全国調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保護入院時の家族間の意見の不一致・市町村同意の実態等の改正法施行後の入院手続に係る課題について全国調査を行う。 <p>②全国調査で把握した課題の解決方法を法律家を含む有識者で分析・考察し、課題の解決方法に係るガイドラインを作成する。</p> <p>(2) 医療保護入院者に対する退院促進措置関係</p> <p>①医療保護入院者の退院促進措置の実態に関する全国調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院後生活環境相談員の設置状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会の開催状況等の実態調査 <p>②業務に関するガイドラインの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保護入院者退院支援委員会開催のためのガイドラインの作成等、実態調査を踏まえたガイドラインを作成 <p>(3) 今後の見直しに向けた考察</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・全国調査の結果とそれによる考察をとりまとめた報告書 ・現場で活用可能なガイドラインの作成 ・法人のホームページにおける成果物の公表による全国への普及
担当課室/担当者	精神・障害保健課／地域移行支援専門官（内線 3027）

平成 26 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1 1	保健所及び市町村における精神障害者支援に関する全国調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成 26 年 4 月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行され、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」が定められた。この指針は、入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向け、精神障害者に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者（国、地方公共団体、精神障害者本人及びその家族、医療機関、保健医療サービス及び福祉サービスの従事者その他の精神障害者を支援する者をいう。）が目指すべき方向性を定めており、保健所や市町村が担うべき役割についても定められている。</p> <p>本指定課題は、保健所及び市町村における精神障害者支援の実態について把握するため、好事例を収集し事例集としてとりまとめるとともに、指針に基づいた保健所及び市町村の精神障害者支援の今後の在り方に関する政策提言をとりまとめることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 保健所及び市町村における精神障害者支援の実態（退院に向けた支援・地域生活支援・移送の実態、保健所が市町村に期待する役割等）に関する全国調査</p> <p>(2) 収集した事例を分析し、事例集を作成</p> <p>(3) 今後の見直しに向けた考察</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実態調査の結果とそれによる考察をとりまとめた報告書 ・ 支援のモデルとなる事例集の作成 ・ 事例集を用いた報告会の開催
担当課室/担当者	精神・障害保健課／地域移行支援専門官（内線 3 0 2 7）

平成 26 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1 2	精神障害者の地域移行及び地域生活支援に向けたニーズ調査
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成 26 年 4 月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律が施行され、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」が定められた。この指針では、入院医療中心の精神医療から精神障害者の地域生活を支えるための精神医療への改革の実現に向け、精神障害者に対する保健・医療・福祉に携わる全ての関係者（国、地方公共団体、精神障害者本人及びその家族、医療機関、保健医療サービス及び福祉サービスの従事者その他の精神障害者を支援する者をいう。）が目指すべき方向性を定めており、指針に基づいた施策の推進のためには、精神障害者本人の地域移行及び地域生活支援に関するニーズの把握が重要である。</p> <p>本指定課題は、精神科病院に入院中の精神障害者の地域移行に関するニーズや、退院後の地域生活支援に関するニーズの把握及び地域で生活している精神障害者の地域生活支援に関するニーズを把握し、指針に基づいた精神障害者支援の今後の在り方に関する政策提言をとりまとめることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 全国の精神科病院における精神障害者のニーズ調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科病院における長期在院患者の実態や、希望する退院先、退院にあたって必要とする障害福祉サービス等に関する全国的なニーズ調査を実施すること。 ・自治体及び障害福祉サービス事業所等と協力のもと、調査を実施すること。 <p>(2) 実態調査結果を踏まえた精神障害者の地域移行・地域生活支援の在り方に関する政策提言</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査の結果とそれによる政策提言をとりまとめた報告書 ・報告書を用いた報告会の開催
担当課室/担当者	精神・障害保健課／地域移行支援専門官（内線 3 0 2 7）

平成 26 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1 3	入院中の精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成 26 年 4 月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が施行されたところ、同法附則第 8 条において「精神科病院にかかる入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明についての支援の在り方」について検討を加えることされている。</p> <p>本指定課題は、精神科病院に入院中の精神障害者の地域移行に関するニーズや、退院後の地域生活支援に関するニーズの把握及び地域で生活している精神障害者の地域生活支援に関するニーズを把握するとともに、入院中の精神障害者に対する意思決定及び意思の表明についての支援をモデル的に実施し、実施結果を踏まえたニーズの変化について、分析・考察を行うことで、精神障害者支援の今後の在り方に関する政策提言をとりまとめることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者、医療関係者、精神障害当事者、家族等で構成される検討委員会を設置し、定期的に調査や検討の客観性について評価や助言を得ながら、以下の事業を行う。なお、検討委員会の設置に当たっては、本事業の「指定課題 4 意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究」と連携を図ることができる体制とすること。</p> <p>(1) 厚生労働省が提供する精神障害者に対する意思決定及び意思の表明に関する支援に関するフローに基づきモデル事業を実施</p> <p>(2) 当該事業の課題を把握し、当該課題等を踏まえた事業実施に係るマニュアルを作成</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者に対する意思決定及び意思の表明についての支援に関するマニュアルの作成 ・マニュアルを用いたモデル研修の開催
担当課室/担当者	精神・障害保健課／地域移行支援専門官（内線 3 0 2 7）